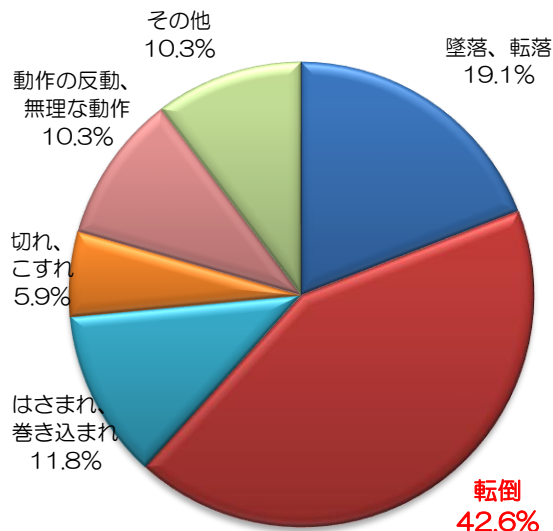




平成31年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成31年4月末			
		平成30年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		284(4)	68(0)	-10	-12.8%
製造業		78	20	-3	-13.0%
建設業		34(3)	9	+3	50.0%
土木工事業		14(1)	3	+1	50.0%
建築工事業		14	6	+4	200.0%
その他建設業		6(2)	0	-2	-100.0%
陸上貨物運送事業		35	9	±0	0.0%
林業		7(1)	1	-1	-50.0%
小売業		26	7	±0	0.0%
社会福祉施設		36	8	±0	0.0%

【災害の傾向（事故の型別）】

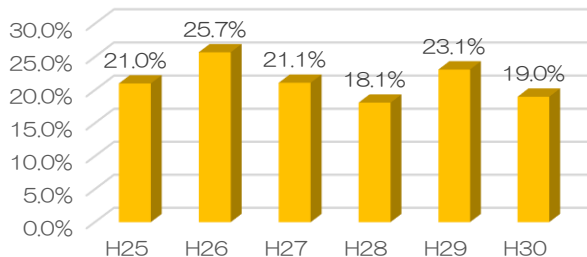


新入社員に対する「雇い入れ時教育」はお済ですか

労働安全衛生規則第35条では、**労働者を雇い入れたとき**、又は労働者の**作業内容を変更したとき**は、遅滞なく**安全衛生教育を実施**することとしています。

古川労働基準監督署管内の過去の災害発生状況を見ると、右グラフのとおり、例年2割前後の災害が、経験1年未満の労働者が被災する災害となっていることから、法令で定める安全衛生教育を確実に実施し、労働災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

経験期間1年未満の労働者の災害が全体に占める割合



法令で定める実施項目

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- ③ 作業手順に関すること
- ④ 作業開始時の点検に関すること
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ⑦ 事故時における応急措置及び対比に関すること
- ⑧ 前記に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

教育の実施に当たっては、各事業場において独自に作成した資料のほか、厚生労働省や中央労働災害防止協会等が作成した資料を使用するなど工夫し、十分な安全衛生教育を実施してください。

また、技能実習生等の外国人を雇い入れたときは、母国語の資料による教育や、危険の見える化等、外国人労働者が理解しやすい工夫した教育を行うよう努めてください。

※英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の資料は

厚生労働省ホームページに公開されています。

雇い入れ時教育 資料

検索

4月号において準備期間についてお知らせしましたが、今月から9月末までがキャンペーン期間となります。暑熱な環境が想定される事業場においては、本格的な暑さが到来する前までに対策グッズを準備するとともに、労働者に対し熱中症に関する教育を実施してください。

●実施期間：2019年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



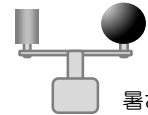
【キャンペーン期間中の実施事項】

① WBG値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合したWBG値（暑さ指数）測定器を使用し、WBG値を随時把握する。

② WBG値（暑さ指数）の評価

WBG値が基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBG値の低減をはじめとした、「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」対策を徹底する。



暑さ指数計の例

③ 作業環境管理

◎ WBG値（暑さ指数）の低減等

・簡易な屋根、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置など。

◎ 休憩場所の整備

・休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、シャワー等身体を適度に冷やす物品及び設備を設ける。
・水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう飲料水、スポーツリンク等を備え付ける。

④ 作業管理

◎ 作業時間の短縮等

・WBG値が基準を超えた時は原則作業中止。やむを得ず作業する際は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する、水分塩分の摂取状況を頻繁に確認する等の対策を講じる。

◎ 熱への順化

・7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

◎ 水分及び塩分の摂取

・自覚症状の有無にかかわらず、作業中は定期的な水分、塩分を摂取する。



◎ 服装等

・透湿性、通気性の良い作業服、直射日光下においては、通気性のヘルメット等を着用する。

⑤ 健康管理

◎ 健康診断結果に基づく対応等

・熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある、糖尿病、高血圧症、心疾患等を有する者に対し医師の意見等を踏まえて配慮を行う。

◎ 日常の健康管理等

・朝食の未摂取、睡眠不足、多量の飲酒等が熱中症の発症に影響があることを指導する。

◎ 労働者の健康状態の確認

・作業開始前に労働者の健康状態を確認する。作業中には声掛けをし、お互いの健康状態を確認するとともに異変を感じた際は躊躇なく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

※詳しくは・・・

STOP! 熱中症

検索

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112